年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
 - (1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年9月から63年8月まで

はっきりした年月日はわからないが、妻は私がA株式会社にいたことをはっきりと記憶している。

A株式会社に勤務していた期間の厚生年金保険の記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する厚生年金保険被保険者原票の記録では、申立人は申立期間中、健康保険の任意継続被保険者であるとともに、A株式会社に係る職歴審査照会回答票(事業所名簿)の記録に整理番号の欠番は無く、申立期間において被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は見当たらない。

また、当該事業所における申立人の雇用保険の記録は確認できない。

さらに、当該事業所では、人事記録等を保管しておらず、申立人に係る人事記録、勤務形態、厚生年金保険への加入等については確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月31日から同年12月31日まで 船員手帳により、昭和53年3月17日から平成2年4月6日まで継続 して船舶所有者と雇入契約関係にあり、かつ、総トン数20トン以上の 船舶は船員保険に強制的に加入を義務付けられていたこと、及び申立期 間は出漁期であり、この期間に船員保険に加入していないことは、前後 10年の同時期の加入履歴から見ても不自然である。以上の点から、船 員保険に未加入とされた昭和61年8月から同年12月までの期間につい て調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳から、申立人が申立期間において、船舶 所有者の船舶に乗船していたことは推認できる。

しかし、申立人が船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、船舶所有者に照会した結果でも、申立期間当時の船舶所有者は死亡しており、関係書類の保存年限経過のため、関係資料も無いことから、船員保険料の給与からの控除を確認できない。

さらに、管轄社会保険事務所に保管されている船舶所有者別船員保険被保険者名簿を確認したが、申立期間前後を含めて整理番号に欠番はなく、申立期間の申立人及び同僚の船員保険の加入記録は確認できない上、同僚についてはこの期間は国民年金に加入し、保険料の納付記録が確認できる。加えて、申立人が供述した同僚については、既に死亡のため当時の状況については確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を船舶所有 者により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月から39年4月1日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A商店に勤務した申立期間について、厚生年金保険の加入記録が欠落していることが判明した。 勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、給与から厚生年金保険料を控除されていたと主張しているが、 申立期間における厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた ことの事実を確認できる給与明細書等の資料は所持していない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険・厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立事業所における申立人の資格取得日は昭和39年4月1日、資格喪失日は同年5月9日と記録されており、この記録以外に申立人の記録は無く、整理番号に欠番は無い。

さらに、社会保険事務所が保管する申立事業所のグループ企業であるB株式会社の健康保険・厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、当該事業所における申立人の資格取得日は昭和39年4月27日、資格喪失日は42年7月26日と記録されており、この記録以外に申立人の記録は無く、整理番号に欠番は無い。

加えて、社会保険事務所が保管する申立事業所のグループ企業であるC 株式会社の健康保険・厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、当該 事業所に申立人の記録は無く、整理番号に欠番は無い。

また、申立事業所及びグループ企業における同僚の供述から申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定するこ

とまではできず、申立期間における雇用保険の加入記録も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年2月24日から21年6月末まで 昭和20年2月からA株式会社のB丸で炊事の仕事をしていた。昭和 21年6月にC県のD半島沖で遭難した記憶があることからも、乗船し、 働いていたことは確かなので、再度船員保険の記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は船員手帳を紛失しており、A株式会社での申立期間における雇 入・雇止記録は確認できない。

また、A株式会社は既に解散しており、当時の代表者も死亡のため、他の役員に照会するも回答は得られず、給与から船員保険料を控除されていたことは確認できない。

さらに、当該船舶所有者別被保険者名簿では、申立期間前後を含めて被保険者整理番号の欠番は見当たらず、申立人から供述のあった複数の同僚の記録を調査したが、申立期間の船員保険の加入記録は無い上、住所等が不明のため文書照会できず、乗船期間の確定ができない。

加えて、申立人は申立期間に乗船した船舶での海難事故があったと主張しているが、関係官庁へ当時の記録を照会するも、不明との回答であり、申立人の供述内容についても、乗船船舶の名称及び船舶所有者の記憶が曖昧であり確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年1月まで

A株式会社は自動車の修理用電装品販売及び修理を営む会社で、私は営業マンとして採用された。

私の主な仕事は、B市内及び近郊の自動車修理工場に対して修理用部品の販売及び納品をすることで、当時、会社の従業員は 17、8名でうち3名が営業員だった。

厚生年金保険料と健康保険料は給料より控除されていたと思うので、 調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社に正社員として昭和 45 年 4 月から 46 年 1 月までの期間において勤務していたと主張しているが、当該事業所での雇用保険の加入記録は、45 年 12 月 1 日から 46 年 3 月 15 日となっていることから、申立期間の一部については当該事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかし、社会保険庁の職歴審査照会回答票(事業所名簿)の記録に整理番号の欠番はなく、申立期間に申立人の氏名も見当たらない。

また、事業主及びその妻は死亡しており、同僚からも当時の状況について供述が得られず、厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。